

仕様書

1 業務の名称

令和6年度広報もりおか制作支援業務委託

2 業務の目的

広報もりおかは、市政情報を市民に適時的確に伝えるとともに、市民の暮らしに役立つ身近な情報や盛岡のことがよく分かる読み物などを掲載することにより、市政への関心と盛岡への愛着を市民に深めてもらうことを目指している。本業務は、市が伝えたいことをさらに効果的に伝えるため、紙面制作の一部を委託し、紙面のデザインや文章表現などについて民間事業者の専門的知見を活用しようとするものである。

3 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 実施場所

盛岡市内

5 業務内容等

(1) 業務内容

- ア 広聴広報課・担当課等との打合せ
- イ 掲載テーマに関する情報収集・掲載内容の提案
- ウ 記事の割り付け・デザインの実施
- エ 校正に基づく記事の修正・再編集
- オ 広聴広報課との確認調整作業
- カ 編集データの納品（InDesign・Photoshop・Illustrator・PDF形式のデータ）
- キ 広聴広報課職員に対する広報編集に資する研修の実施
- ク その他必要な事項

(2) 規格等

- ア 判型：タブロイド版
- イ 回数：12回（毎月1日号）
- ウ 頁数：各号2～5ページ
- エ 刷色：カラー
- オ 文字の大きさ：原則として、本文は10ポイント程度、注釈等は8ポイント以上とする。
- カ 編集システム：市が使用している Adobe 社最新バージョンの InDesign、Photoshop、Illustrator のアプリケーションと Adobe Fonts を使用する。

(3) 制作するテーマ等（予定）

発行月	特集テーマ	頁	その他テーマ	頁
6月	「より強い」地元経済が元気な街へ！	3	水害に備える	2

7月	monaka 開業	3	公共施設アセットマネジメント	1
8月	空き家について考えよう	3	市立高校まるわかり特集	1
9月	いつまでも元気に暮らすために	3	きれいなまちをつくる人たち	2
10月	林業施策の展開	3	シティマラソン	2
11月	盛岡の魅力発信	3	地域密着型サービスの紹介	1
12月	地域活動×IT 活用で地域活性化！	3	(調整中)	2
1月	石川啄木記念館リニューアルオープン	3	地域おこし協力隊の活動紹介	1
2月	(調整中)	3	ペットの災害対策	1
3月	(調整中)	3	あのなはん	2
4月	新総合計画の策定	3	(調整中)	2
5月	道の駅オープン	3	—	
		計	36	計 17

(4) 制作工程（標準的な日程）

時期	受託者	市
校了の3カ月前	・担当課・広聴広報課との企画打ち合わせ (掲載内容、レイアウト、取材先等)	・テーマに関連する資料等の提供 ・打ち合わせ結果に基づき、掲載方針の決定
校了の2.5カ月前	・必要に応じて、担当課・広聴広報課と再打ち合わせ	
		・取材等
校了の2カ月前	・市が提供した原稿・写真等の素材により初校作成（以後、校正は3回程度、広聴広報課経由で実施）	・入稿
校了日	・最終稿を広聴広報課にデータ提出	

6 権利の帰属

本業務により受注者が制作したものの意匠権、所有権及び一切の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、発注者に帰属するものとし、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこと。

7 再委託等の制限

- (1) 受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、可能な限り、盛岡市内に

本店又は支店（事業所）を有する事業者を活用するものとする。その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する受注者の管理方法等、必要事項を発注者に文書で報告し、承認を得なければならない。

(3) 再委託先の選定、管理等に当たっては、法令遵守を徹底すること。

8 機密の保持

受注者はこの業務の履行に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に洩らし、又は利用してはならない。契約終了後も同様とする。

9 個人情報の取扱い

本業務において個人情報を取り扱う場合は、盛岡市個人情報保護条例（平成16年条例第7号）を遵守しなければならない。

10 業務完了後の提出書類等

受託者は、制作業務の完了後、月ごとに業務完了届を市に提出しなければならない。

11 その他

(1) 委託業務の実施に当たっては、契約時に定める現場責任者が、責任を持って指示及び管理・運営を行うものとする。

(2) 受注者は、労働基準法、労働契約法、その他関係法令を遵守すること。

(3) 受注者は、個人情報及び法人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務上知り得た情報等について、第三者に漏らすことの無いよう注意を払うこと。このことについては、業務委託期間終了後についても同様とする。

(4) 受注者は、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に、遅滞なく適切な措置を講じること。

(5) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項は、発注者と受注者が協議して決定する。